

**東日本大震災復旧・復興対策  
特別委員会 調査報告書**

**平成23年11月17日**

**千葉県議会**

**東日本大震災復旧・復興対策特別委員会**

# 目 次

1 総 論 . . . . .	P 1 ~ 2
2 被害状況及び現地調査結果 . . . . .	P 3 ~ 5
3 各論（個別課題の調査概要） . . . . .	P 6 ~ 9
4 東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い 千葉県を目指すための提言 . . . . .	P 10 ~ 14

# 東日本大震災復旧・復興対策特別委員会の調査報告

## 1 総 論

### (1) 設置目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大震災は、これまでの想定を超えた津波や液状化による被害など、県内においても甚大な被害をもたらした。

本特別委員会は、被災地の一日も早い復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すため、県の復旧・復興対策や防災対策について、必要な調査、検討、提言を行うことを目的として、平成 23 年 5 月 20 日に設置された。

### (2) 開催状況及び調査状況

本特別委員会は、これまで 9 回の審査と 3 回の被災地等の現地調査を行い、調査・検討を重ねてきた。(詳細は、次ページのとおり)

特に、今回の震災における被害を踏まえ、「津波による被害対策」、「液状化による被害対策」、「石油コンビナートの防災対策」、「福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響等」を個別の調査事項として、詳細かつ慎重に調査を行った。

なお、調査事項をより深く、調査・検討するため、津波、液状化及び放射性物質について専門家を講師として招き、これらの原理や科学的根拠等の知識を共有した上で慎重に議論を行った。

### (3) 提 言

県は、震災発生後直ちに、仮設住宅の建設やライフラインの復旧等のための補正予算を措置し、被災者及び被災地の支援に迅速に対応してきた。

しかしながら、津波・液状化による被害対策や原発事故で放出された放射性物質の対応などについて、被災市町村や住民からの要望を実現させるためには、今後更なる対策を講ずる必要がある。

本特別委員会として、この点を指摘し、誰もが安心して暮らせる住みよい千葉県、災害に強い千葉県とするため、知事に対し、今後の施策や予算の執行に関する「東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すための提言」を行うこととした。

東日本大震災復旧・復興対策特別委員会開催状況

	開催日	議題等
第1回	平成23年5月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> <li>・特別委員会の今後の運営について</li> </ul>
	平成23年5月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の現地調査 我孫子市、浦安市、市川市、習志野市、千葉市美浜区</li> </ul>
	平成23年6月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の現地調査 香取市、匝瑳市、旭市、山武市、九十九里町</li> </ul>
第2回	平成23年6月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化について</li> <li>・地域防災計画の概要及び石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について</li> <li>・委員会の進め方について</li> </ul>
第3回	平成23年7月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の環境及び産業への影響と県の対応について</li> <li>・今後のエネルギー対策について</li> </ul>
第4回	平成23年7月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による被害状況と対応について</li> <li>・今後の津波対策について</li> </ul>
第5回	平成23年8月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化による被害状況と対応について</li> <li>・今後の液状化対策について</li> </ul>
	平成23年8月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート火災爆発事故現場の現地調査</li> </ul>
第6回	平成23年8月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を踏まえた石油コンビナート等の防災対策について</li> </ul>
第7回	平成23年9月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県震災復旧及び復興に係る指針原案について</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針について</li> <li>・千葉県地域防災計画の見直しについて</li> </ul>
第8回	平成23年10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・検討の総括 特別委員会調査報告について</li> </ul>
第9回	平成23年11月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・検討の総括 特別委員会調査報告について</li> </ul>

## 2 被害状況及び現地調査結果

### (1) 被害状況

今回の東日本大震災においては、千葉県内で、死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 249 名、住家の全壊 781 棟、半壊 9,062 棟等の甚大な被害が発生し、本県にとって、昭和 62 年 12 月の千葉県東方沖地震（死者 2 名、負傷者 144 名、住家の全壊 16 棟、半壊 102 棟等）を超える、関東大震災以降、最大の地震災害となった。

特に、太平洋沿岸部を襲った大津波と、東京湾の埋立地や利根川沿いの低地等で発生した液状化現象により、大きな被害があった。

また、市原市の石油コンビナート施設では、液化石油ガスタンクが倒壊し、火災爆発事故が発生した。幸いにして犠牲者はなかったが、1,000 名以上の近隣住民に避難勧告が発せられるなど、地域住民に対し大きな不安を抱かせる結果となった。

さらには、今回の地震により、ディズニーランド等の行楽施設や県内の主要駅などにおいて、約 11 万人もの帰宅困難者が発生した。

#### ① 津波被害について

今回は、これまでの想定を上回る津波が襲い、その浸水面積は、山武市で 9.4 k m<sup>2</sup>、旭市で 3.8 k m<sup>2</sup>、九十九里町で 2.6 k m<sup>2</sup>、横芝光町 2.1 k m<sup>2</sup>など九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7 k m<sup>2</sup>に達した。また、津波による河川の遡上は、利根川で河口から 18.8 km、一宮川で 13.6 km、小櫃川で 9.8 km、木戸川で 8 kmのほか、千葉市中央区の都川でも 4.1 kmなど東京湾沿岸の河川でも観測された。

人的被害では、死者、行方不明者は合せて 16 名、また、住家の流出、漁港施設や漁船、水田や農業用施設等にも大きな被害を受けた。

#### ② 液状化被害について

東京湾の埋立地や利根川沿いの低地等を中心に液状化現象が発生し、多くの住宅等が傾いたほか、道路、護岸、上下水道などのライフラインや農地、農業用施設等に大きな被害を受け、稲作が出来ない水田は約 380 ヘクタールにも及んだ。

また、千葉市美浜区・稲毛区、習志野市や浦安市を中心に噴砂が発生し、昭和 62 年千葉県東方沖地震時より被害の程度や噴砂の範囲は、今回の方がかなり大きいものであった。

#### ③ 石油コンビナートで発生した火災爆発事故について

地震の揺れにより、貯蔵容量 2,000 m<sup>3</sup>の液化石油ガスタンク 1 基が倒壊して、ガス送油管が破損し炎上、計 5 回の爆発が発生し、隣接する 16 基のタンクが損傷した。

人的被害は重軽傷者6名であったが、爆風による飛散物落下等により、住宅の窓ガラス等が破損したほか、一時近隣住民約1,000名に避難勧告が出された。

なお、県が取りまとめた県内の主な被害状況は、5ページのとおりである。

## (2) 現地調査の結果

平成23年5月31日と6月2日の2日間に渡り、特に被害が大きく災害救助法が適用された旭市、香取市、山武市、九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市の6市1町1区を中心に現地調査を行った。

調査当時は、大地震の発生から約3カ月が経過しており、がれきは撤去され、上下水道や道路等のインフラ（社会基盤）についての応急対策は、概ね進んではいたが、地域によっては、液状化被害により傾いたままの家や津波により家屋が全壊し基礎部分だけとなった住居跡など、その傷跡は生々しく残されている状況であった。

また、8月24日には、石油コンビナート火災爆発事故現場の現地調査を行った。焼け焦げ、赤茶けた17個の液化ガスタンクは、原型をとどめておらず火災爆発のすさまじさを実感させた。

## (3) 現地調査時における被災した住民や市町の職員からの主な要望事項

- ① 建物被害に対する公的支援は、一戸建て住宅が中心となっているので、集合住宅の対策も検討すること。
- ② 復旧に当たっては、被災者や被災地域の立場に立って、可能な限り地域の実情に応じた支援をすること。
- ③ これから梅雨や台風シーズンを迎えることから、被災した堤防や河川、海岸などについては、豪雨による二次災害が発生しないよう対策を講ずること。
- ④ 復旧・復興に当たっては、市町村をはじめ、関係機関との連携をより一層緊密にして、住居の建て替えやインフラ対策だけではなく、「まちづくり」の視点に立って進めること。
- ⑤ 被災者の心のケアに留意すること。
- ⑥ 津波対策について、人工盛土を利用した海岸減災林を整備すること。
- ⑦ 海水浴場の障害物（がれき等）を早急に撤去すること。

県内の主な被害状況

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

区 分		被 害	備 考	
人的被害	死 者	20 名	津波による死者 14 名 (旭市 13 名、山武市 1 名)	
	行方不明者	2 名	津波による行方不明者 2 名 (旭市 2 名) (うち死亡認定された者 1 名)	
	負傷者	重傷者	22 名	浦安市 6 名、千葉市 3 名、銚子市 2 名、 佐倉市 2 名、山武市 2 名 等
		軽傷者	227 名	船橋市 30 名、大網白里町 26 名、柏市 22 名、 浦安市 21 名、銚子市 17 名 等
住家被害	全 壊	781 棟	旭市 318 棟、我孫子市 135 棟、香取市 93 棟、 山武市 43 棟、佐倉市 30 棟 等	
	半 壊	9,062 棟	浦安市 3,614 棟、香取市 1,985 棟、旭市 844 棟、 習志野市 678 棟、千葉市 614 棟 等	
	一部破損	32,292 棟	浦安市 4,917 棟、習志野市 3,799 棟、旭市 2,586 棟、旭市 2,104 棟、銚子市 1,938 棟 等	
	床上浸水	149 棟	旭市 59 棟、九十九里町 31 棟、一宮町 30 棟 銚子市 11 棟、匝瑳市 8 棟	
	床下浸水	718 棟	旭市 274 棟、山武市 250 棟、九十九里町 95 棟、 一宮町 28 棟、匝瑳市 24 棟 等	
避難者	避難所設置数 (最大値)	593 ヶ所	48 市町村	
	避難者数 (最大値)	47,270 人	船橋市 5,414 人、千葉市 5,000 人、浦安市 5,000 人、 銚子市 4,100 人、旭市 2,963 人 等	
ライフライン	水道(断水) (最大値)	177,254 戸	浦安市 33,000 戸、銚子市 28,000 戸、 佐倉市 20,834 戸 等	
	公共下水道 (最大値)	24,300 戸	浦安市 13,000 戸、習志野市 9,300 戸、香取市 1,700 戸 等	
	電 気	353,000 戸	香取市 36,600 戸、東金市 28,000 戸、山武市 27,700 戸、八街市、27,400 戸、大網白里町 25,400 戸 等	
	ガ ス	8,631 戸	浦安市 8,631 戸	
	電 話	—	災害用電話を優先するため回線規制を実施	
国・ 県道	全面通行止め (最大値)	33 ヶ所	江戸崎神崎線神崎大橋を除き復旧済み	
	片側通行規制 (最大値)	12 ヶ所	全て復旧済み	
農水 産業	土地改良施設	2,224 ヶ所	水路 1,692、農道 388 等 (香取市、旭市等)	
	作付できなかった 水田面積	約 380ha	香取市、神崎町 等	
	漁船の転覆 乗上げ等	405 隻	銚子漁港、飯岡漁港、片貝漁港 等	

### 3 各論（個別課題の調査概要）

#### （1）津波対策

今回の津波の特徴は、最初（第一波）よりもその後に大きな津波（第三波）が襲ったため、16名もの死者・行方不明者を出す結果となった。

津波は、九十九里地域で 23.7 km<sup>2</sup>の広さで浸水し、高さは旭市飯岡で 7.6m の痕跡を確認、東京湾においても木更津市で 2.8m、船橋市で 2.4m の潮位変動を観測した。

また、最大到達距離は、山武市で約 3 km であり、利根川で 18.8 km の遡上を確認している。

津波による被害は、14 名の方が亡くなり、2 名の方が行方不明になったほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

県ではこれまで、海岸保全基本計画に沿って海岸保全施設を整備するとともに、元禄地震、延宝地震を対象地震とした津波浸水予測図を作成し、市町村の津波ハザードマップの作成を支援してきた。また、「千葉県津波避難計画策定指針」により、市町村の計画づくりにも支援してきた。

しかしながら、今回の津波被害の特徴を踏まえて、以下の課題が認められた。

- ① 今回、津波により 14 名もの方が亡くなったことなどからもわかるとおり、避難計画が万全でない。
- ② 今回の津波が浸水予測図と異なるものであったこと、特に、津波が起きないとされていた内湾でも発生したことから、現在の津波予測図は不十分である。
- ③ 津波に対する護岸のあり方や防潮堤、海岸保安林の整備が万全でない。
- ④ 河川遡上に耐えられる護岸整備が不十分である。
- ⑤ 「ソフト」及び「ハード」の両面からの被害対策が不十分である。

#### （2）液状化対策

液状化現象は、千葉市、習志野市、浦安市などの東京湾岸の埋立地や我孫子市、香取市などの利根川沿いの低地の広範囲に発生した。液状化による人的被害はほとんどなかったが、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設など広範囲に甚大な被害があった。

県ではこれまで、液状化危険度マップを作成し、県民に周知・広報してきた。

また、住宅被害対策については、被災者生活再建支援法の適用のほか、県単独事業による液状化等被害住宅再建支援事業を創設し、今回液状化被害を受けた



戸建て住宅への支援を行っている。

しかしながら、液状化対策は、埋立地に建設した建物が多い本県にとって、重要な課題であり、また、今後、今回の数倍、数十倍の液状化が起きることも想定されていることなどから、以下の課題が認められた。

- ① 液状化危険度マップは作成されているが、具体的な減災のための施策が講じられていない。また、現在の液状化危険度マップの精度は、高いものとは言えない。
- ② 液状化は、「一度起きたらもう起きない」というものではなく、「何度でも起きる」ものであり、住民の不安は消えない。  
液状化現象が起きるか否かの判定法、安価な対策や液状化対策に有効な建築工法の周知が十分でないことなどから、住宅被害の対策の実施が遅れている状況にある。
- ③ 県単独事業で実施している液状化等被害住宅再建支援事業は、戸建住宅を対象としており、分譲マンションは対象となっていない。
- ④ 道路・護岸・上下水道のライフラインについて液状化対策が遅れている。

### (3) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について

火災爆発事故現場の現地調査を行うとともに、委員会に当該事業者の関係者を参考人として招致し、事故原因等について調査を行った。

その結果、事故の起きた高圧ガスタンク周辺の配管に設置されている緊急遮断弁が法令に違反して固定されていたことが、火災爆発事故を大きくした原因の一つであったことが認められた。

また、今回の震災から、以下の課題が認められた。

- ① 今回の大震災において石油コンビナート区域では、液状化現象や側方流動、東京湾内における2mを超える津波、長周期地震動によるスロッシング（タンク内の液面揺動）などが発生したが、これらに係る対策が不十分である。
- ② 今回の火災爆発事故現場に隣接した倉庫で放射性物質を保管した事実が判明した。もしここが被災した場合は、首都圏における放射性物質の拡散を起しかねない状況にある。

しかもこの放射性物質の存在が石油コンビナート区域内の事業者間で十分に情報共有されていない。

### (4) 千葉県震災復旧及び復興に係る指針について

県は、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針原案」（以下「指針原案」という。）を基に、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を今年度末までにまとめることとして

いる。

「指針原案」では、「震災被害の状況」、「指針の策定趣旨」、「復旧に向けた取組」、「復興に向けた方向性」で構成され、復旧・復興に向けた「基本的な考え方」として、「地域のマンパワーの結集と『共助』による事業推進」、「『これからも住み続けたい』と思える安全・安心なまちづくり」、「農林水産業や商工業など地域産業の力強い復活を目指す」、「県政全般にわたり復興・防災の視点から施策を総点検」の4点が掲げられている。

また、指針の目標期間は、復旧については、概ね2年から3年後を目途に具体的な復旧に向けた取組を、復興については、中長期的な期間を視野に「施策の方向性」をそれぞれ提示することとしている。

具体的な施策に関しては、地域防災計画などの個別計画で対応することとし、中長期的期間を視野に入れた「復興に向けた方向性」として、「全ての世代の安全・安心の確保」、「県経済の再生・発展」、「多様な災害に備えたまちづくり」を施策展開のポイントと位置付け、「防災・危機管理体制の強化」、「災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実」、「教育分野における防災体制の充実」、「農林水産業の再生と発展」、「商工業・観光業等の再生と発展」、「地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり」の6分野における方向性が示されている。

しかしながら、県民が安心する指針とするため、以下の課題が認められた。

- ① 復旧に関する個別の事業について、概ね2年から3年を目途とした事業を提示するだけで、予算の措置状況や復旧に向けた具体的なスケジュールがきちんと明示されていない。
- ② 「指針」には、「自助」及び「共助」の記述はあるが、「公助」、県としての考え方が明記されていない。
- ③ 復旧・復興に向けて、国、県及び市町村の役割分担が明記されていない。

#### (5) 千葉県地域防災計画の見直しについて

今回の震災は、これまでの想定を上回る津波や液状化現象などにより甚大な被害があったことから、以下の課題が認められた。

- ① 今回の原子力発電所の事故を踏まえ、放射性物質への対応策を盛り込む必要がある。
- ② 千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針の見直しが必要である。
- ③ 地域防災計画については、今回の被害を教訓として、より効果的で実効性の高いものに見直しする必要がある。
- ④ 県の地域防災計画と市町村の地域防災計画を連携させ、被災時に必要な支援

が確実に実施できる体制整備が必要である。

(6) 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響等について

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出で、一部の農産物や水道水から国の指標等を超える放射性物質が検出されたため、出荷制限が行われるなど本県に大きな影響を与えた。

風評による被害は、農林水産業、商工業、観光業等において深刻な影響をもたらした。放射性物質の拡散による子ども等の健康への影響について、学校教育等の現場でも不安が広がっている。さらに上下水道施設やごみ焼却施設から発生される焼却灰や汚泥の処理が大きな問題となっている。

県では、知事を本部長とする「災害復旧・復興本部」において、「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針」（以下「対処方針」という。）をまとめている。

「対処方針」では、全庁的な課題として、「今回の事故については、まず国が責任をもって対応すべきものであるが、放射性物質が既に広域的に拡散している状況に鑑み、県としても県民の安全・安心を守るため、迅速な対応を行う」としている。

しかしながら、国の対応方針がまだ示されておらず、本県の風評被害が拡大していることなどから、以下の課題が認められた。

- ① 放出された放射性物質に対する国の対応が遅い。
- ② ただ国の方針を待っているだけではなく、県民の不安を一刻も早く解消するための具体的な対応策を講ずることが必要である。
- ③ 放出された放射線量の除染・低減や、放射性物質が検出された汚泥や焼却灰の処理について、早急に進める必要がある。
- ④ 放射性物質の問題については、科学的知見に基づき、県民に正しい知識を伝えることが重要であり、そのうえで、継続的に空間放射線量のモニタリング、食品の放射線量の測定値を情報公開し、正しい判断をしてもらうことが肝要である。
- ⑤ 風評による被害の補てんが一部にとどまっている。

#### 4 東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すための提言

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る津波と液状化現象により東北地方はもとより、県内各地でも大きな被害があった。

県においては、復旧・復興対策に全力で取り組むことはもちろんのこと、今回の震災を踏まえ、次に起こりうる災害に向けて、一刻も早く津波対策・液状化対策や石油コンビナート区域の防災対策等にも取り組む必要がある。

一方、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響は、震災発生から 8 カ月が経過した現在でも、未だ予断を許さない状況が続いており、環境や健康を初め、農林水産業、観光業などへの風評被害など各般にわたり、大きな問題となっている。

安全な県産農林水産物の消費者への提供や危機的な経営状況にある観光業への取り組みは喫緊の課題である。

このように、今般の東日本大震災により対処しなければならない課題は山積しているが、県においては、一つ一つの問題に適切かつ早急に対処し、一日も早い復旧・復興を期するとともに、今後の災害に備えた防災対策を実行し、県民の生命・財産を守らなくてはならない。

本特別委員会において検討した復旧・復興対策や防災対策について、県に対し以下のとおり提言する。

##### (1) 津波対策について

- ① 新たな津波浸水予測図について、国の動向を見守るだけでなく、県独自に今回の津波被害を踏まえて早期に作成すること。さらに、今後の新たな知見に対応し、不断の見直しを行うこと。
- ② 津波浸水予測図の作成や、津波襲来を知らせる情報、避難場所等の表示は、県下共通のものとするよう、市町村に対し、県が積極的に指導すること。
- ③ 津波襲来時に避難できる鉄筋コンクリート製の建物を整備すること。  
また、九十九里地域においては、避難場所が学校施設のみであることを踏まえ、教育委員会と連携して、避難場所としての施設整備を含めた教育施設のあり方を検討すること。
- ④ 津波襲来を知らせる情報を住民等に周知徹底する方法について、今後十分な研究を行うこと。
- ⑤ 市町村が津波避難計画を策定するために、県がどの程度の津波を想定すべきか示すこと。
- ⑥ 今回の経験を踏まえ、住民や児童等への避難教育に力を入れること。

- ⑦ 今回の経験を踏まえ、防潮堤のあり方を見直し、「減災」の視点から必要な整備を行うこと。
- ⑧ 今回の被害を踏まえ、河川の遡上を考慮し、河川・護岸のさらなる整備及び必要な水門の整備を進めるとともに、水門の閉門が間に合わないことがないような対策など、あらゆる災害を想定した万全な対策を講ずること。
- ⑨ 今回の津波に対して、整備された防潮林による減災効果が見られたことから、防潮林の計画的整備を行うこと。また、減災効果のあった九十九里有料道路の延伸についても検討すること。
- ⑩ 石油コンビナート地域において、今回、想定以上の津波が観測されたことから、当該地域等における企業に対して津波対策の指導を行うこと。
- ⑪ 海岸保全区域外についても津波対策を検討すること。
- ⑫ 県においては、今回の教訓を生かし、被害を受けた各地域からの要望を集約し、それぞれの地域の実情に応じた有効な対策を速やかに講ずること。

## (2) 液状化対策について

- ① 過去の地盤データ等の収集や今後行われるボーリング調査のデータを活用し、液状化危険度マップの精度向上を図ること。
- ② 国、県、市町村が協力して、効率的かつ効果的な液状化対策案を示していけるよう県が主体となって調整を行い、早期に示すこと。また、その情報の県民への周知に努めること。
- ③ 有識者による知見を活用するなど、液状化の恐れの見極め方や安価な液状化対策の開発に努め、その成果を幅広く、積極的に情報提供すること。また、宅地分譲など開発事業者等に対しても実効のある対策を講ずるよう要請すること。
- ④ 平成 23 年度で終了としている液状化被害住宅再建支援事業を延長すること。
- ⑤ 液状化被害住宅再建支援事業による支援について、分譲マンションへの支援についても、戸建て住宅と格差が生じないように検討すること。
- ⑥ 集合住宅への支援策について、関係市町村と連携し、被害調査を実施した上で県として検討すること。
- ⑦ 災害時に広域避難場所として指定されている学校や公園で、液状化被害により避難場所として使用できなかった箇所があったが、県が管理する学校や公園については、今後はこのようなことがないように万全な対策を講ずること。
- ⑧ 上下水道のライフライン機能の液状化対策について、市町村とともに、早急かつ計画性をもって取り組むこと。
- ⑨ 農地や農業用施設の液状化対策についても早急に行うこと。

- ⑩ 石油コンビナート地域における液状化の実態調査を実施するとともに、事業者のボーリング調査データの確保に努めるなど、必要な対策を講ずること。
- ⑪ 復興特区の創設については、法案が可決・施行された場合、県は、実施を希望する市町村に対し最大限支援すること。

### (3) 石油コンビナート等特別区域の防災対策について

- ① 県内の特定事業所に対し、リスクマネジメント体制を整備し、法律を踏まえた安全基準を策定するよう必要な指導・助言を行うこと。
- ② 火災爆発事故による被害は広範囲に及ぶため、今回の震災を教訓として、県当局においては、他の石油コンビナート事業者に対しても現行の法令等による規制及び保安基準の遵守について適正かつ厳正に指導・監督すること。
- ③ 状況によっては、事業所への立入調査を行い、指導・監督を徹底すること。
- ④ 石油コンビナート施設に被害をもたらす液状化、津波、長周期地震動などの現象については、必要に応じ現地調査を実施するなど、詳細な検討を行い、その対策について石油コンビナート等防災計画の修正に反映させること。
- ⑤ 事業所と防災関係機関との情報受伝達の強化、事業所における防災教育の強化、防災訓練の実施、消火戦術の研究など、万全な防災対策を講ずること。

### (4) 千葉県震災復旧及び復興に係る指針について

- ① 概ね2年から3年後を目途とした復旧に関する個別の事業について、予算の措置状況や復旧に向けた具体的なスケジュールを明示すること。
- ② 津波や液状化の被害地域住民や市町村等の要望をしっかりと受け止め、それぞれの被災地に対する、県としての具体的な支援策を明記すること。
- ③ 「指針」について、「共助」という点は「基本的な考え方」に位置付けられているが、「公助」の点、特に県における取組、「県が県民を守る」という部分をより強く打ち出し、県としての意気込みを示すこと。
- ④ 「指針」では、施策の方向性までが示され、具体的な施策については、地域防災計画など個別の計画で対応することとしている。よって、今後、個別の計画においてしかるべき点検が行われ、「指針」における施策の方向性が十分に反映されていくことが重要である。県としては、「指針」の考え方を十分に各部局の施策に反映するよう努めること。
- ⑤ 復旧・復興に係る事業の実施に際しては、地域の実情を把握している市町村との連携を密にして実施すること。
- ⑥ 今回、大きな被害をもたらした津波・液状化に対する対策については、地域

防災計画の策定過程も含め、被災市町村の考え方を十分に反映すること。

- ⑦ 今回の震災を教訓として、各分野における対応を評価・検討し、誰もが安心して暮らせる住みよい千葉県、災害に強い千葉県とするための復興の指針とすること。

(5) 千葉県地域防災計画の見直しについて

- ① 市町村では、県の地域防災計画がどのように修正されるのか注視していることから、早期に計画の修正を行うこと。
- ② 東海・東南海・南海地震の3連動による地震被害想定調査を地域防災計画に記載すること。
- ③ 液状化が発生した際の県の対策について、土砂の処分を含め対策の制度設計を計画に明確に位置付けること。
- ④ 東京湾内湾の河川遡上の監視体制を計画に位置付けること。
- ⑤ 今回の津波被害を踏まえ、津波浸水予測図の見直しなど必要な津波浸水対策を講ずること。
- ⑥ 帰宅困難者対策及び施設滞留児童生徒対策について見直しを行うこと。
- ⑦ 今回の福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力発電所事故対策を計画に位置付けるとともに、現行の放射性物質事故対策計画についても、より一層の充実を図ること。
- ⑧ 県と市町村の役割分担を整理した上で、県において、県の地域防災計画と市町村の防災計画の連携により、被災時に県民が必要とする支援が確実に行われることを確認すること。
- ⑨ 子供から高齢者まで全ての世代に配慮し、特に、高齢者や障害者などの要援護者の対応には十分に留意すること。また、避難所の運営などについても、あらゆる視点から検討し、きめ細やかな対応ができる体制を整備すること。
- ⑩ 拠点避難所においては、夏期及び冬期における冷暖房設備の使用に耐えられる据置型の発電機と燃料の備蓄について検討すること。

(6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針について

- ① 放射性物質に関しての抜本的な解決策について、国に対し、放射線量の安全基準を策定し、基準を超えた場合の対策を一日も早く示すよう強く要望すること。
- ② 県民の不安を一刻も早く解消するために、「放射線量の除染・低減」、「放射性物質が検出された汚泥や焼却灰の処理」について、国の対応を待つだけでなく、県も市町村とともに主体性を持って進めること。

- ③ 放射性物質問題については、科学的な知見に基づいて、県民が正しい知識を得るための情報伝達を行うこと。
- ④ 空間放射線量のモニタリングの強化を図るとともに、継続した監視体制を構築し、県民に情報提供すること。特に、県内で局部的に非常に高い放射線量となっている地域については、十分に監視していくこと。
- ⑤ 食品や農林水産物の放射線量を測定し、県民が暫定規制値を超える放射性物質を摂取することのないよう対策を講ずること。また、これらの生産過程において、放射性物質を除去する体制、混入しない体制を構築すること。
- ⑥ 今後、放射能問題が長期化することが明らかである以上、県の体制として、専門家を加えた部局横断的な組織の設置を検討すること。
- ⑦ 風評被害を含め本県が受けた被害について、東京電力に対し十分な補てんが受けられるよう強く要望すること。



千葉県議会東日本大震災復旧・復興対策特別委員会

委員長	宇野	裕	(自民党)
副委員長	佐藤	正己	(自民党)
委員	阿井	伸也	(自民党)
委員	谷田部	勝男	(自民党)
委員	臼井	正一	(自民党)
委員	今井	勝	(自民党)
委員	大松	重和	(自民党)
委員	内田	悦嗣	(自民党)
委員	村上	純丈	(自民党)
委員	木村	哲也	(自民党)
委員	河野	俊紀	(民主党)
委員	花崎	広毅	(民主党)
委員	矢崎	堅太郎	(民主党)
委員	阿部	俊昭	(公明党)
委員	小松	実	(共産党)
委員	ふじしろ	政夫	(市社無)
委員	松戸	隆政	(みんな)